

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年11月6日(金) 午後3時28分～午後4時00分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14		15	大野定徳	16	形山康浩
17	石岡猶一	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	玉川隆則	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34		35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	14	山首憲市	34	久保壽男		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第65号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第66号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第67号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第68号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第69号	非農地証明について				
		議案第70号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から令和2年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
本日の出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、14番 山首憲市委員、34番 久保壽男委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、9番 菊地正夫委員、11番 上田健二委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。
まず、議案第65号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、徳森字野久保の土地、畑1筆・532㎡は贈与による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き、野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
2番、平野町平地の土地、田3筆・合計1,561㎡。10年間の使用貸借権の設定を行います。
所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
3番、肱川町予子林の土地、畑1筆・414㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後は、果樹等の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

6番 失礼いたします。
1番案件について、説明します。
議案説明資料1ページをご覧ください。

1番案件は、義理の母からの贈与による所有権の移転になります。今後、後継者として農業経営を引き継いでいく目的で、今回1筆の農地の贈与を受けるものです。

申請地は、平公民館の北東約1.3kmにある申請人の自宅付近にある畑1筆になります。現在も野菜等が栽培されており、良好に管理されていました。

農業は、夫婦で年間を通して従事しており所有権移転後の管理についても問題ないと思います。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。2番お願いします。

7番

失礼いたします。

それでは2番案件のご説明をいたします。議案説明資料2ページも参考にしてください。

2番案件は、10年間の使用貸借権の設定になります。

申請地は、第三者に貸し付けていましたが、返還を受けたため後継者に再度貸し付けるものです。譲受人の父が農業者年金の経営移譲年金を受給されているため、このような手続きを取っています。場所は、平野公民館から西に約800mにある田3筆になります。今年までは水稻が栽培されていました。今後は後継者夫婦が管理をしていく予定になっています。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番、お願いします。

35番

失礼いたします。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件は、売買での所有権移転となります。

申請地は、予子林自治センターから南東に約500mに位置し、譲受人の自宅付近にある畑1筆になります。登記上の地目は田ですが、現在は畑にされており、今後は果樹を植栽する予定にされています。

農業は、夫婦で年間を通して従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第66号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の4ページから10ページを併せてご覧ください。

1番、手成の土地2筆、戒川の土地5筆、計7筆です。

申請地で麦や芋、葉タバコ、柚子等の栽培をしていたが、市内へ転居後耕作が難しくなり、また鳥獣被害が大きいため採算が取れず、自身も高齢となったため、今後は植林し山林として管理するものであります。

本案件につきまして、今回申請があった7筆の内2筆は、本年7月の第7回定例総会で農用地区域除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

申請地は、大洲市内中心部から北北東に約8.7km及び約9.4kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、既に申請地の一部で植林をされていることから、このことについては申請人から始末書を提出いただいております、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

現地調査及び報告は、〇〇委員にお願いしております。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料4ページをご確認ください。

また、本案件は、3,000㎡を超える転用となるため、今月24日に開催される定例常設審議会への諮問案件となることを申し添えます。

以上、1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

22番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の4ページから10ページをご覧ください。

本件は、今年の7月に開催されました第7回定例総会の議案第44号『農業振興地域整備計画の変更』におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した2筆の案件と手成及び戒川の土地、計7筆となっております。なお、この申請には、私が担当する地域を含まれていたため、現地調査は除外案件に引き続き私の方で実施しました。

初めに、除外を審議した2筆の調査結果は、第7回定例総会でご説明したとおり立地基準はその時の状況と変わっておりません。残り5筆についても、調査報告書記載のとおり問題はないと思われま

す。次に一般基準の転用の確実性につきましては、先程事務局から説明がありましたように、申請地の一部では既に植林をされており、本人も始末書を提出し大変反省をされておりま

す。また、周辺農地への影響につきましては、周辺所有者の同意も得ているなど各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えま

す。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないと考えま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第67号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」11ページから15ページまでを、併せてご覧ください。

1番東若宮の土地、177㎡の案件は、申請地は市道に面し、住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.6kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(準工業地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

2番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから15ページを参考にしてください。申請地は、12ページの位置図のとおり、喜多小学校から北東へ約2.0kmに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第68号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局
（専門員兼農政係）

す。議案第68号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「農事組合法人たいよう農園」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、

②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、

③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること。

④「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること。

以上の4点が確認事項となっています。

1番、農事組合法人たいよう農園は、主にキャベツ・玉ねぎの栽培を行っています。

①の「法人組織」は農事組合法人であります。②につきましては、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は農業従事者の7名が議決権9,000口の内5,000口を持っており、2分の1以上あります。④の「経営責任者の要件」は執行役員7人のうち5人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第69号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第69号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、並びに別紙議案説明資料16ページから26ページまでを、併せてご覧ください。

1番柳沢の土地、2,930㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、平成11年に申請地を相続した時点で植林して既に山林の状態であったため、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

2番肱川町山鳥坂の土地、4筆合計4,390㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、田に昭和55年頃に杉を、平成10年に桧を植林し、畑は20年以上耕作を放棄したため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

16番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。

申請地は17ページの位置図のとおり、柳沢公民館から東へ約2.7kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地を平成11年に相続した時点で植林され既に山林の状態であったため、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林して20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

はい。2番。

32番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから26ページを参考にしてください。

申請地は22ページの位置図のとおり、大洲市肱川支所から北東へ約800m以内3箇所位置する農地です。

申請によりますと、申請地である田には杉や桧を植林、畑は20年以上耕作を放棄し、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林して20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第70号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。

(専門員兼農政係)

議案第70号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

1番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

3番、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定します。
議案書7ページの4番から9ページの17番まで、利用権の設定を受ける者が同一の法人となります。

春賀の土地について5年ないし10年間の賃借権を設定します。
ほか、再設定の案件2件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、18件・24筆、利用権設定総面積、24,019㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 (会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。